

報道関係者各位

令和7年9月18日
岐阜労働局労働基準部賃金室
室長 中家 直樹
地方賃金指導官 加賀 勝仁
電話 058-245-8104

岐阜県最低賃金を改正します

- 10月18日から時間額1,065円に -

岐阜労働局長（原田 浩一）は、本年10月18日から岐阜県最低賃金を、時間額1,065円に引き上げることを決定しました。

- 1 現行の最低賃金額（1時間1,001円）から64円、6.39%の引上げは、最低賃金額が時間額表示となった平成14年以降では引上げ額、引上げ率とも過去最高である。（別添1参照）
- 2 岐阜県内の全事業場（約6万4千）及びそこで働くすべての労働者（パート、アルバイトを含め約77万6千人）に適用されるもので、改定による影響率（ ）は28.3%であり、推計で約9万1千人の労働者の賃金引上げが必要となる見込み。
- 3 「自動車・同附属品製造業最低賃金」「航空機・同附属品製造業最低賃金」については、10月18日以降岐阜県最低賃金を下回るため、この最低賃金が適用される業種の事業場において時間額1,065円未満で雇用されている労働者も時間額1,065円以上に賃金を引き上げる必要がある。
- 4 岐阜労働局では、自治体広報紙等への掲載、ポスターの各所への掲示、リーフレットの配布などにより、助成金制度も含めて周知広報を行う。（別添2及び別添3参照）

（ ）「影響率」とは、本年6月に実施した「最低賃金に関する基礎調査」（対象：製造業99人以下、非製造業29人以下の事業場）における改定後の最低賃金額（1,065円）未満の労働者の割合（推計値）を示す。

- 添付資料 別添1 岐阜県最低賃金の推移
別添2 「賃上げ」支援助成金パッケージ リーフレット
別添3 令和7年度「業務改善助成金」リーフレット